

川越市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則（案）の

概要について

令和元年10月
学校教育部 学校管理課

1 趣 旨

令和2年度には小学校が、同3年度には中学校が、新しい学習指導要領が全面実施となります。このことに伴い、社会の変化、社会的要請に対応した授業の改善、さらなる教育活動の充実を図る必要があります。

また、昨年度末をもって本市ではエアコンが小・中学校の全普通教室に導入されたことにより、夏季においても快適に授業を行える環境が一定程度整ってまいりました。

こうしたことを鑑み、第1学期及び第2学期並びに夏季休業日を変更するために、川越市立小・中学校管理規則の改正を図ろうとするものです。

2 改正案

川越市立小・中学校管理規則第2条第2項で定める「第1学期」の終了日を変更し「4月1日から8月29日まで」に、「第2学期」の開始日を変更し「8月30日から12月31日まで」に、第3条第1項第5号で定める「夏季休業日」を「7月23日から8月29日まで」に改正しようとするものです。

本改正案により、夏季休業日は現行に比べ、前後2日ずつ、計4日間の短縮となります。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行しようとするものです。